

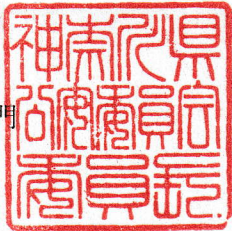
神奈川県公安委員会告示第18号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定により、乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関して合意したので、次のとおり公示する。

令和8年9月28日

神奈川県公安委員会

委員長 外郎 藤右衛門



- 1 合意した者
- (1) 箱根登山バス株式会社
 - (2) 神奈川県公安委員会
 - (3) 南足柄市長
 - (4) 関東運輸局長
- 2 旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称等別紙「バス停留所一覧表」のとおり
- 3 2に停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲
- 2に停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲は、次の表の左欄に掲げる運行事業者が、同表の中欄に掲げる事業形態により行う同表の右欄に掲げる事業の用に供するものとする。
- | 運行事業者 | 事業形態 | 事業 |
|-----------------------|---|-------------------------|
| 南足柄市と運行委託契約を締結した運行事業者 | 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条による一般乗合旅客自動車運送事業の区域運行許可 | 南足柄市における路線バス小型車転換実証運行事業 |
- 4 2における3の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項
- 停留所における停車又は駐車は、当該事業の運行時間内に限るものとする。

別紙

バス停留所一覧表

停留所の名称	所在地
関本	南足柄市関本602番地 3
竜福寺前（往路）	南足柄市関本901番地 1
竜福寺前（復路）	南足柄市関本899番地 1
市役所入口（往路）	南足柄市関本950番地
市役所入口（復路）	南足柄市関本1,002番地
学校前（往路）	南足柄市関本392番地
学校前（復路）	南足柄市関本981番地 1
市営グラウンド前（往路）	南足柄市雨坪431番地17
市営グラウンド前（復路）	南足柄市福泉232番地 1
雨坪（往路）	南足柄市雨坪468番地11
雨坪（復路）	南足柄市福泉145番地 2
弘西寺（往路）	南足柄市弘西寺187番地
弘西寺（復路）	南足柄市弘西寺190番地
荏野駐在所前（往路）	南足柄市荏野89番地
荏野駐在所前（復路）	南足柄市弘西寺75番地
足柄神社前（往路）	南足柄市荏野145番地
足柄神社前（復路）	南足柄市荏野149番地
柄沢（往路）	南足柄市荏野569番地
柄沢（復路）	南足柄市荏野523番地 7
北幼稚園前（往路）	南足柄市荏野675番地
北幼稚園前（復路）	南足柄市荏野639番地
荏野（往路）	南足柄市荏野904番地
荏野（復路）	南足柄市荏野894番地
荏野（往路）※内山経由	南足柄市荏野899番地
荏野（復路）※内山経由	南足柄市荏野700番地 1
前田橋（往路）	南足柄市荏野950番地
前田橋（復路）	南足柄市荏野946番地
荏野原（往路）	南足柄市荏野1,268番地
荏野原（復路）	南足柄市荏野1,268番地
東山（往路）	南足柄市矢倉沢119番地
東山（復路）	南足柄市矢倉沢525番地
矢倉沢 1	南足柄市矢倉沢508番地
矢倉沢 2	南足柄市矢倉沢747番地 1
矢倉沢 3	南足柄市矢倉沢531番地
矢倉沢 4	南足柄市矢倉沢532番地
足柄古道入口（往路）	南足柄市矢倉沢1,643番地
足柄古道入口（復路）	南足柄市矢倉沢1,643番地
地藏堂	南足柄市矢倉沢2,588番地 1
本村（往路）	南足柄市矢倉沢949番地
本村（復路）	南足柄市矢倉沢949番地
本村下（往路）	南足柄市矢倉沢625番地
本村下（復路）	南足柄市矢倉沢625番地

川越石橋（往路）	南足柄市内山2, 505番地
川越石橋（復路）	南足柄市内山1, 551番地
摺手入口（往路）	南足柄市内山1, 410番地
摺手入口（復路）	南足柄市内山1, 778番地
内山	南足柄市内山1, 051番地
上庭（往路）	南足柄市内山1, 282番地
上庭（復路）	南足柄市内山1, 902番地
摺手（往路）	南足柄市内山1, 659番地
摺手（復路）	南足柄市内山1, 659番地